

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No.17 (優先度 C1)

検討課題	広報の内容及びあり方の検証
議会基本条例の条文	<p>(情報の公開及び説明責任)</p> <p>第19条 2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 検証の方法 広報の内容及びあり方の検証については、墨田区議会の広報に関する取扱内規（平成12年12月11日12墨議第486号）に基づき設置される「区議会広報委員会」において、検証する。【現行】</p> <p>2 その他 本検討課題の協議の過程において、次の意見があった。これについては、検討課題No.19「区民等の参加及び意見反映の機会確保」に係るものであることから、議会改革特別委員会において検討するよう申し送ることとする。 【意見】 広報は、区議会だより、区議会ホームページ、SNSだけではなく、議会報告会や区民等との意見交換会についても、区議会の見える化を進めるという点で広報活動と言える。現在は、委員会活動としてステークホルダー等との意見交換会について検討しているが、墨田区議会基本条例第20条を根拠とした意見交換会、議会報告会についても、検討、制度設計を行うべきであり、区民参加の視点とともに、議会活動を知っていただくという広報活動の視点も求められる。</p>
その他	